

改正概要（案）

1 改正の目的

電子決裁機能を有する文書情報システムの導入に伴い、行政文書の作成、取得、保存の方法等を、原則電磁的記録とする改正を行うもの

2 改正する規則

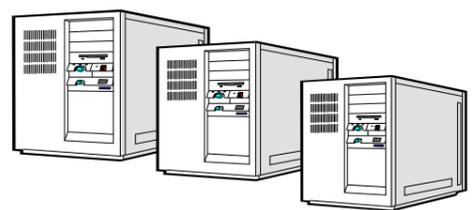
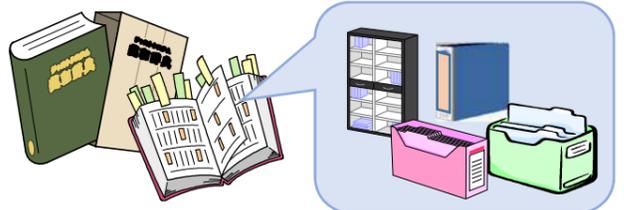
熊本県公安委員会行政文書管理規則(平成26年12月5日公安委員会規則第10号)

3 改正する内容

(1) 作成義務(熊本県公安委員会行政文書管理規則(行政文書の作成義務)第7条関係)

原則	例外		
<p>電磁的記録により作成し、又は取得する</p> 	<p>法令等の規定において書面等により作成し、又は取得することが規定されている場合</p> 	<p>事務の円滑な遂行に支障が生じるおそれがある場合</p>  <p>(例) 紙媒体で提出があった文書や膨大な紙の添付資料があるものを逐次スキャンして電子化する場合等</p>	<p>その他特別の事情がある場合</p>  <p>(例) 賞状等、手書きによることがふさわしい場合等</p>

(2) 保存(熊本県公安委員会行政文書管理規則(行政文書の保存方法)第13条関係)

原則	例外		
<p>電磁的記録により保存するものとする</p> 	<p>法令等の規定において書面等により保存することが規定されている場合</p> 	<p>事務の円滑な遂行に支障が生じるおそれがある場合</p>  <p>(例) 部外から紙媒体で提出があった膨大な紙の添付資料があるものを逐次スキャンして電子化すること等</p>	<p>その他特別の事情がある場合</p>  <p>(例) 起案、決裁における例外により紙媒体が発生した場合等</p>